

長万部町避難行動要支援者 避難支援計画（全体計画）

平成26年3月

長 万 部 町

目 次

1	基本的な考え方	1
2	避難支援計画の対象者の考え方	1
3	要支援者情報の収集・共有の方法	1
4	避難支援体制	2
5	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法	3
6	洪水・津波ハザードマップ等の整備・活用方法	4
7	避難誘導の手段・経路等	4
8	避難所における支援方法	4
9	要支援者避難訓練の実施	5
10	避難支援計画（個別計画）の策定の進め方	6

平成24年 3 月14日	策定
平成24年 6 月26日	変更
平成26年 3 月18日	変更

1 基本的な考え方

全国各地で発生している自然災害において、その犠牲者の多くが高齢者や障がい者などの要配慮者であり、そのうち特に避難支援を要する避難行動要支援者（以下単に「要支援者」という。）に対する支援の重要性が、防災対策上の喫緊の課題となっている。

このため、各地域において、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に誰が支援して、どこに避難所等に避難させるかを定める「避難支援計画」を策定していく必要がある。

なお、要支援者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、要支援者マップ等を作成するなど、日頃から障がい者・高齢者関係施設等の場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

この計画は、災害発生時における要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等を踏まえ、本町における要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的とする。

2 避難支援計画の対象者の考え方

本町における避難支援計画（個別計画）の対象者となる要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々であり、在宅で支援する家族等がいない次のいずれかに該当する者とする。

- ① 介護保険における要介護認定者・・・要介護3以上
- ② 障がい者・・・身体障害1・2級、知的障害療育手帳A
- ③ 後期高齢者・・・一人暮らし、後期高齢者のみの世帯の者
- ④ 日本語に不慣れな在住外国人

なお、避難支援計画（個別計画）の策定に当たっては、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

また、上記以外の者であっても、実態を踏まえながら町長が避難支援が必要であると認める場合は、対象とすることができるものとする。

3 要支援者情報の収集・共有の方法

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、

日頃から要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう名簿等を作成しておくことが重要である。

(1) 収集する情報

収集する要支援者情報は、次のとおりとする。

- ① 氏名、生年月日、性別、住所又は居所
- ② 世帯主名・保護者名
- ③ 電話番号その他の連絡先
- ④ 避難支援等を必要とする事由（身体等の状況（介護認定の有無、障がい手帳の有無）、「独居」、「老夫婦」の区分など）

(2) 情報の収集方法

町は、次に掲げる通常業務等を通じて要支援者情報の把握に努めるものとする。

- ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ② 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。
- ③ 一人暮らしの後期高齢者世帯などの後期高齢者及び在住外国人の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ④ 民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員などからの情報収集により把握する。

(3) 情報の共有方法

町は、防災担当部局と福祉担当部局等がそれぞれ把握している要支援者に関する上記(1)の情報について、長万部町個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報保護審議会への諮問・了承を経て、関係部局での共有に努めるとともに、当該情報については、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員（以下「自主防災組織等」という。）及び消防、警察に対して情報を提供するものとする。なお、要支援者リストの整備や避難支援計画（個別計画）の策定にあたって、これらの情報に加え、さらに詳細な情報を把握する必要がある場合には、要支援者本人の同意を得ながら収集するものとする。

自主防災組織等及び消防、警察に要支援者に関する情報を提供する場合については、誓約書等の提出により守秘義務を確保するとともに、その周知を図る。

4 避難支援体制

庁内に、横断的組織として「避難行動要支援者支援班」を設ける。避難行動要支援者支援班の位置付け、構成及び業務は次のとおりとする。

① 位置付け

- ・ 平常時：防災関係部局や福祉関係部局で横断的な連絡調整を行う。
- ・ 災害時：災害対策本部の中の福祉関係部門内に設置する。

② 構成

- ・ 平常時：班長（防災担当課長）、副班長（福祉担当課長）、班員（防災担当者、福祉担当者等）で構成する。ただし、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、自主防災組織等の関係者等の参加を得ながら進めることとする。
- ・ 災害時：基本的に福祉担当課長・者で構成する。

③ 業務

- ・ 平常時：要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、広報等
- ・ 災害時：避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の要支援者班（仮称）等との連携・情報共有等

町は、個々の要支援者に対応する避難支援等関係者を明確化するものとし、避難支援等関係者は、要支援者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、自治会、福祉関係者やボランティア等の構成員から複数名選出するよう努めるものとする。

避難支援等関係者の選定に当たっては、要支援者に対し、要支援者の支援は支援者の任意の協力により行われるものであることや支援者の不在や被災などにより、要支援者の支援が困難となる場合もあり、要支援者の自助が必要不可欠であることも十分に周知することとする。

さらに、支援体制を整備するにあたっては、地域において人材を育成し、支援者を増やしていくこととする。

5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を災害ごとに明確化するものとする。

情報伝達は、次によって行う。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、原則、町から各自治会長又は自主防災組織の代表者を通じて要支援者及び避難支援等関係者へ直接伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークの活用や町担当課の連絡者による伝達により、要支援者及び避難支援等関係者に対し確実に情報を伝達する体制を整備するものとする。

(2) 情報伝達責任者の明確化

要支援者に対する情報伝達については、役場に設置された避難行動要支援者支援班が行う。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者等が要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

6 洪水・津波ハザードマップ等の整備・活用方法

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への直接配布、転入者に対する自治体の窓口での配布、インターネットの利用による公開等を行うものとする。

また、各種ハザードマップを用いて要支援者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、住民への周知に努めるとともに、特に要支援者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとする。

併せて、自主防災組織等及び消防、警察並びに避難支援等関係者と平時から災害時に避難支援を必要とする要支援者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとする。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難経路の確認等を行い、洪水、津波災害等に備えるものとする。

7 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と地域住民等が連携し、避難支援計画（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

そのため、平時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援等関係者とともに移動してみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

8 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要支援者の避難状況に応じて、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するよう努めるほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要支援者の要望を把握するため、避難行動要支援者支援班等が中心になり、自主防災組織、自治会や福祉関係者、そして避難支援等関係者の協力

を得つつ、要支援者班を設置し、要支援者用相談窓口を設ける。その際、男性のみではなく女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者などの要配慮者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要支援者の状況に応じて、社会福祉施設への緊急入所や病院への入院等の手続きを行う。なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるもので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 福祉避難所の指定

要支援者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を、「3 要支援者情報の収集・共有の方法」により把握した要支援者情報をもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、施設の管理者と事前協定を行うなど、福祉避難所の指定に努める。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である既存施設を活用することとする。

ただし、福祉避難所に適した施設がない場合、又は不足する場合は、老人福祉施設を活用するものとし、町は、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、必要数の確保に努めるものとする。

9 要支援者避難訓練の実施

要支援者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織等が中心となり、要支援者や避難支援等関係者ととともに要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要支援者、避難支援等関係者が積極的に参加し、要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、「長万部町防災訓練」などの訓練において、要支援者に対する情報伝達や避難支援などの訓練を行うこととする。

10 避難支援計画（個別計画）の策定の進め方

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

このため、自主防災組織等の協力を得ながら、避難支援計画（個別計画）を策定する。

(1) 個別計画の策定方法

個別計画の策定に当たっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要支援者に関する情報を共有した上で、これら関係者が中心となって、要支援者本人と避難支援等関係者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

また、個別計画は、要支援者本人、その家族及び役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援等関係者等要支援者本人が同意した者に配布する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

(2) 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としていることから、要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、上記(1)のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

(3) 個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布先として(1)に列記した者以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。